（記載上の注意） ［1・2　略］ ［1～5　略］ 6　労働金庫代理業の実施状況 (1)　［略］ (2)　貸出金関係 ①　［略］ ②　媒介 ［表略］ （記載上の注意） ［1～3　略］ 4　「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。 ［(3)・(4)　略］	（記載上の注意） ［1・2　同左］ ［1～5　同左］ 6　労働金庫代理業の実施状況 (1)　［同左］ (2)　貸出金関係 ①　［同左］ ②　媒介 ［同左］ （記載上の注意） ［1～3　同左］ 4　「件数」欄及び「媒介額」欄の（　）には、規格化された貸付商品（労働金庫法施行規則第125条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。）の件数及び媒介額を内書すること。 ［(3)・(4)　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部改正）

第二条　労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。 一　第十三条第八項（第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十一条第三項 二～八　［略］ 九　第六十七条において準用する会社法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項 十～十二　［略］ （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。 一　第十三条第八項（第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十一条第四項 二～十一　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第三条第一項の主務省令で定める保存） **第三条**　［同上］ ［号を加える。］ 一～七　［同上］ 八　第六十七条において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項 九～十一　［同上］ （法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等） **第八条**　［同上］ ［号を加える。］ 一～十　［同上］

附　則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。